

1. 第 61 類～63 類 衣類における「関税分類を決定する構成部分」の解釈について

衣類における「関税分類を決定する構成部分」は、原則として、產品の表側の生地（袖裏、襟の折り返し部分等着用した際外部から見えない部分を除くものとし、衣類の身頃等に装飾的効果をもたらせるための加工（例えば、ひだ付け）を施したため外部から見えにくくなった部分は含める。）に占める面積が最も大きい構成材料から成る部分とする。この場合において、產品が属する号（HS 6 衍）に規定する材料から成る部分の面積の合計を、一の構成部分の面積として考慮する。

【対象となる協定等】

シンガポール協定、メキシコ協定、マレーシア協定、チリ協定、タイ協定、インドネシア協定、ブルネイ協定、アセアン包括協定、フィリピン協定、ベトナム協定、ペルー協定、TPP11 協定

2. EU 協定附属書 3－B（品目別原産地規則）の第 11 部に規定する「紡績」の範囲について

EU 協定附属書 3－B の第 11 部に規定する「紡績」は、英文協定上 “spinning” であることから、「紡糸」も含むことに留意ありたい。

3. EU 協定第 3・6 条第 2 項に規定する許容限度について

EU 協定第 3・6 条第 2 項は、「產品の生産において使用される非原産材料の価額が、附属書 3－B に定める要件において特定される非原産材料の最大価額（百分率で表示されるもの）を超える場合には、適用しない。」と規定しているが、この場合、品目別規則に記載する関税分類番号に分類される特定の非原産材料についてのみが当該最大価額を超える場合は、適用されない。

4. EU 協定附属書 3－A（品目別原産地規則の注釈）に規定する第 11 部における許容限度について

EU 協定の附属書 3－B 第 11 部に適用される許容限度については、当該規則の部注により、附属書 3－A 注釈 6 から 8 を参照することとなっているが、当該注釈の解釈は以下のとおりであるので留意ありたい。

- (1) 注釈 8－1 中「裏地及び芯地を除く。」とは、裏地及び芯地は原産材料でなければならないことを意味する。
- (2) 注釈 8－1 が対象としている品目は、英文協定上 “a made-up textile product” であることから、品目別規則上「製品にすること (“making-up”)」が要件とさ

れている 第 61 類、第 62 類及び第 63 類第 1 節（第 63.01 項から第 63.06 項）である。

- (3) 注釈 7 の対象物品のうち、当該注釈を満たさない產品については、注釈 8-1 を満たす場合には原產品と認められる。
- (4) 注釈 8-3 は、「附屬書 3-B に定める要件が非原產材料の最大限の割合（価額に基づくもの）からなる場合には、非原產材料の価額の算出に当たっては、第 50 類から第 63 類までの各類に分類されない非原產材料の価額を考慮する」と規定しているが、この場合、品目別規則第 11 部の纖維及び纖維製品について、MaxNOM 方式により付加価値基準を算出する際には、第 50 類から第 63 類までの各類に分類されない非原產材料の価額も含む。

（以上）